

三戸地区環境整備事務組合最低制限価格制度要領

令和元年7月29日

三環要領第3号

(趣旨)

第1条 この要領は、三戸地区環境整備事務組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）における最低制限価格制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「最低制限価格制度」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、競争入札の予定価格の制度の範囲内で落札価格の最低限度の基準を設定し、落札者を決定する制度をいう。

(対象となる競争入札)

第3条 最低制限価格制度の実施の対象は、組合が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札で、予定価格（税込）が130万円を超えるものとする。ただし、対象工事の選定は、三戸地区環境整備事務組合請負工事等業者指名審議会規程（平成18年告示第1号）第1条に規定する三戸地区環境整備事務組合請負工事等業者指名審議会による審議を経た上で行うものとする。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格の算定方式は次のとおりとする。

- ① 直接工事費（直接製作費、機器費を含む）の額×97%
- ② 共通仮設費（間接労務費を含む）の額×90%
- ③ 現場管理費（工事管理費、据付間接費を含む）の額×90%
- ④ 一般管理費の額×55%

上記の額の合計額（1円未満の端数を切り捨てた額）に消費税及び地方消費税を加算した額とする。ただし、上限を設計額の90%、下限を設計額の70%とする。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(最低制限価格制度の周知)

第6条 最低制限価格を設定したときは、当該競争入札に参加しようとする者に対し、当該競争入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(最低制限価格制度の対象外)

第7条 最低制限価格の設定が適当でないと認められる場合は、最低制限価格を設定しないことが出来る。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。